

## 2. 地上権について

(1) 地上権を設定するとはどういうことですか。

(答) 地権者の皆様に土地の所有権を残したまま、国が施設を建設し、安定的に運営利用するため、皆様方の土地を使用することができる権利として「地上権」を設定させていただくものです。

地上権設定に対する補償は、設定期間中土地を使用する権利の対価として、土地価格を基に算出した額（地上権設定対価）を一括前払いさせていただきます。

地上権設定期間が終了した後、皆様方の土地の原状回復方法等については土地の返還時に双方で協議を行い決定いたします。

地上権設定期間中、国が地上権を第三者に譲渡することはありません。

(2) 何故売買に加えて地上権設定という選択肢を追加したのですか。

(答) 中間貯蔵施設予定地の土地は、先祖伝来のかけがえのない土地であり、手放したくないという思い、国が買い取った場合、そこを最終処分場にしてしまうのではないかとのお懸念を住民説明会等の場でも重ねて伺って参りました。

このような住民の皆様のお思いや御懸念に応えるべく、様々な選択肢について検討し、最長30年という長期間、適切に維持・管理していくためには、使用権の存続期間及び第三者への対抗力の点で、安定的な土地の権原の取得が必要となることから、買取りに加えて地上権も選択肢とし、両者から地権者の方が選べるようにしました。

(3) 地上権設定契約を締結した場合、どのような状態で返還されるのですか。

(答) 地上権の存在期間が満了する日までに、土地に現に存する物件を撤去し、土地を原状に復した上で、地権者の方に返還いたします。また、物件の撤去及び返還の方法や程度等については、協議して定めることができます。

(4) 地上権設定に対する補償の方法は、どのように決定したのでしょうか。

(答) 公共用地のルールの下で考え得る適正な方針として、土地評価の専門家である不動産鑑定士の意見を踏まえ、環境省として決定しました。